

持続的経営と税 (3)

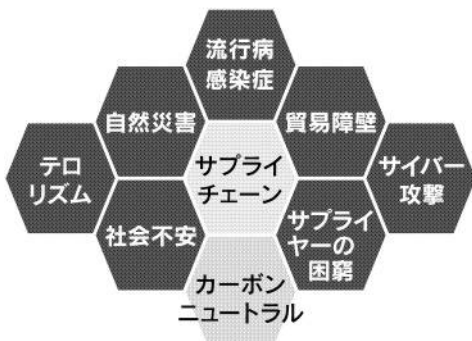
国際情勢などの変化を受けて、日本企業のグローバルサプライチェーン（供給網）のレジリエンス（回復力）が低下している。その脆弱性を克服しようと企業がサプライチェーンの再構築に動く中、カーボンニュートラル（温暖化ガス排出実質ゼロ）という新たな課題にも直面している。

税務から見えるカーボンニュートラルは、アメとムチである。主要国は温暖化ガスの削減、代替エネルギーへの変更、環境改善の研究開発に補助金や税制優遇のアメを用意する一方、化石燃料や水質汚濁などに環境税を課すムチも設けている。

アメとムチは通常、国内が対象だが、グローバルサプライチェーンに影響を与えるムチが2023年10月、欧州で始まる。環境規制の緩い国からの輸入品に関税をかける国境炭素調整措置（CBAM）である。

CBAMとは、欧州連合（EU）に輸入される特定の貨物を対象に含有炭素排出量に応じて、輸入貨物の価格を調整する国境措置だ。原価に気候変動対策費用が含まれるため輸入品に比べ割高となるEU域内の生産品と輸入品の競争条件を公正に保とうとする気候変動対策である。鉄鋼、アルミニウム、肥料、セメント、電気、水素を対象とし、今後、アンモニア、有機化学品、プラスチックポリマーへ拡大する可能性がある。

サプライチェーンの新たな重大事象



供給網、CBAMも視野に

同制度は、企業が生産拠点を排出規制の緩い国に移してしまう「カーボンリーケージ」のリスクを減らしながら、国際的に定められた炭素排出量の削減目標を達成する目的がある。23年10月からは、課徴金はないが、輸入企業は対象輸入品の総量、排出量などの四半期ごとの申告が必要となり、26～27年からは、申告は暦年単位となるが、輸入品の直接・間接の炭素排出量に対して課徴金が発生する見通しである。

対岸の火事と捉える日系企業も少なくないが、例えば韓国のグローバル製造企業は欧州子会社のCBAM対応に積極的に関与している。含有炭素排出量の計算などのコンプライアンス（法令順守）だけでなく、CBAMの対象となり得る輸入取引の有無や想定される課徴金の影響、温暖化ガスの排出削減が可能な生産国への生産移転の検討を進めている。

欧州での輸入取引は従来、自由貿易協定の活用を念頭に生産国を検討していたが、CBAMの施行を受けて、カーボンニュートラルの観点からサプライチェーンの見直しに乗り出しているようだ。

日本でも22年9月から経済産業省主導で、生産から廃棄・リサイクルまでの二酸化炭素（CO₂）の総排出量「カーボンフットプリント」（CFP）の算定・検討会が始まった。サプライチェーン全体での排出量の見える化が期待できるようになる。

日本企業でもサプライチェーン全体での排出削減に加え、「サプライチェーンとサステナビリティ（持続可能性）税務」分野への関心が高まっていくだろう。



おかだ・ちから 大手物流会社に勤務後、大手税理士法人を経て、EY税理士法人へ。約23年間、日系および外資系企業の国内外取引での関税や消費税の税務アドバイザー業務やサステナビリティ関連の税務に従事。